

令和 6 年 3 月 18 日開催
理事会議事録（翻訳）

日 時 令和 6 年 3 月 18 日
場 所 学校法人 東京国際フランス学園

理事定数 12 名

出席理事 10 名（ペニヤ氏は途中参加）

- ークロード・ウレン（法人総務部長）
- ークロード・ウレン（法人総務部長）
- ークロード・ウレン（法人総務部長）
- ークロード・ウレン（法人総務部長）
- ークロード・ウレン（法人総務部長）
- ークロード・ウレン（法人総務部長）
- ークロード・ウレン（法人総務部長）
- ークロード・ウレン（法人総務部長）
- ークロード・ウレン（法人総務部長）
- ークロード・ウレン（法人総務部長）
- ークロード・ウレン（法人総務部長）
- ークロード・ウレン（法人総務部長）

欠席理事（予め意見を表明） 2 名

- ーシャルランリ・ブロー（仏大使館文化参事官）
- ーマルクアントワヌ・ユロー（仏大使館領事）

出席監事 1 名
ー谷真人

欠席監事 1 名
ーアラン・パルミエリ（アンスティチュ・フランセ会計官）

出席オブザーバー

- ーニコラ・ティリエ（仏大使館公使）
- ージャンイドリス・ラグヴァン（副校長）
- ーリシャール・テソニエール（幼児・初等科校長）
- ーアレクサンドル・ジョリ（在日フランス人選挙区選出議員）
- ーフランソワ・ルーセル（在日フランス人選挙区選出議員）

欠席オブザーバー

- ーマリージョゼ・マリー（在日フランス人選挙区選出議員）
- ーティエリ・コンシニー（在日フランス人選挙区選出議員）
- ーエリック・モレ（仏大使館大学交流・フランス語担当官）

役員の確認及び本日の定足数の確認後、18時35分開会。

書記：ジャンイドリス・ラグヴァン氏

副書記：ピエールフランソワ・ヴィルキャン氏

法人理事長シェレ-エフォッス氏の挨拶：

シェレ-エフォッス氏は、理事会準備書面の作成業務について感謝を表明、理事メンバーと同席できることに満足していると述べる。また6月開催の理事会には来日すると伝える。

1. 事務関連議題

1.1 議事の承認

採決：

賛成：9

反対：0

棄権：0

全会一致で承認される。

1.2 議事録の承認（2023年11月16日開催理事会）

人事委員会の教員代表から、理事会の初めに冒頭宣言をしたいとの申し出があり、教職員代表理事がこれを読み上げる。

“10月16日の理事会で、カンペルス校長は、中・高等科の現地雇用教員が通年労働時間外手当（HSA）の計算方法を見直し（すなわち2.2倍にして）、値上げしてほしいとの要望があったと説明した。これによると、リセにとっては年間1400万円の支出が約4000万円になってしまうということであった。

決議は、間違った情報に基づいて行われた。何度も説明したように、特に2023年10月12日の人事委員会で説明したように、要請した引き上げは、日本の法律で定められた25%ほどであった。教員代表は役員事務局の報告を遺憾に思っている。これでは、学校が経済的に苦しい状況にある中、教員達が法外な時間外労働手当を請求しているように思わせる。

これは非常に大きな問題である。というのも教科によっては時間外労働時間が増え続けており、昨年度は必要な教員採用が行われなかった。毎年、各科目の時間外労働の対応状況によってクラスと生徒数の割り当てが決まるが、現地雇用契約ではこの時間外労働は義務づけられていない。”

カンペルス校長は、理事会に報告された計算方法は人事委員会の教員代表が提出したものであると説明する（この書類は修正されることなく、理事メンバーに報告された）。

採決：

賛成：9

反対：0

棄権：0

1.3 前回理事会以降の理事及び評議員の変更：

理事会：

新理事：

- フィリップ・フリッチ氏（保護者代表）：ピエール・リッシュ氏の後任

評議員会：

新評議員：

- フィリップ・フリッチ氏（保護者代表）：ピエール・リッシュ氏の後任

採決：

賛成：9

反対：0

棄権：0

全会一致で承認される。

2. 人事・財政議題

再び教職員代表理事が宣言文を読み上げる。

“ここ数週間で、我々の同僚の中には、労働契約が更新されないと通知を受けた者がいることがわかりました。すなわち、スペイン語教諭のオリヴィエ・リュオー、幼児・初等科教員のジャッド・サラール、ソフィア・ラフィ、幼児・初等科司書のクリス・ジョーズ、情報処理技術者のセバスチャン・ムランとガブリエル・グレスのことです。学年末を3か月後にひかえ、これらの通知は彼らを極めて困難で辛い状況に置くことになります。それは単に職業上の問題というだけでなく、家庭においても影響を及ぼすものです。無論、学校が実際のニーズに合わせて職員の契約を決めなくてはならないことやその難しさは理解しています。しかし、主に(あるいは全面的に)時間数や学校のコストといった数字のみを重視し、人間的な側面を二次的、あるいは無視できる問題と見なすような経営形態に対し、我々は断固として抗議します。このように尊厳を欠いた、容赦のないやり方で学校の活力の源である職員を扱うことは恥ずべきことであると思われます。そのため、我々は理事会に対し、これらの人員削減を認める予算案を承認しないよう強く求めます。また、経営陣には、同僚が職を失わず個人的・家庭的な悲劇を回避できるよう、最善を尽くして解決策を見出すことを約束するよう求めます。それにより、この学校が掲げる卓越性とヒューマニズムの価値観を実践することができるはずです。”

ジョリ氏が、4名の在日フランス人選挙区選出議員の名の下に、1名の教員への支援を表明したいと発言する。この件についてももっと人道的な取り扱いを望むとともに、前項の要求事項を全面的に支持すると述べる。ルーセル氏も、このポスト削減を再検討し、人道的・財政的側面を考慮するよう望むと述べ、必要があることを在日フランス人選挙区選出議員に示したと述べる。またこの要求を支援する元老院議員のエレーヌ・コンウェイ＝ムレ氏とヤニック・シャントレル氏のメッセージを伝える。

カンペルス校長は、議事の中で、これら将来のポストについても取り上げると説明する。

2.1 修学旅行

- カンボジアのプノンペンで2024年3月30日から4月3日にかけて実施予定の“小さな大使”プロジェクト：
 - “小さな大使”アジア・パシフィック圏最終大会に参加する6名の選抜生徒（中等科6年から高等科3年まで）。
 - 1家族当たりの費用：15万円

- 旅行の実費：23 万 2251 円（料金の差額はご厚意により 2 社の企業が負担）

採決：

賛成：9

反対：0

棄権：0

全会一致で承認される。

● 青少年オリンピックプロジェクト（2024 年 5 月 24 日から 5 月 28 日までパリで開催）：

- 高校 1 年生及び 2 年生から成る 8 名の生徒（そのうち 2 名はロンドンからの交換留学生）、
2 名の担当教員
- 生徒 1 人当たりの旅行費用（実費）：22 万 4000 円
- 1 家族当たりの費用：8 万円

本プロジェクトのため、ご厚意により数々の寄附金を受領（Souvenirs français, Société des membres de la légion d'honneur, 個人寄附等）

採決：

賛成：9

反対：0

棄権：0

全会一致で承認される。

● 幼児・初等科：最後の修学旅行の詳細（年間を通して計 22 クラスが参加）

19 時 5 分、ペニヤ理事が到着。これで投票者は 12 名となる。

- CE1 A/E/F：千葉佐倉市（3 月 26 日から 3 月 29 日）→ 生徒一人当たり最高 30000 円
- CM1 C/D/E：妙高高原（4 月 15 日から 4 月 19 日）→ 生徒一人当たり最高 31000 円
- CE2 A/B：千葉佐倉市（5 月 27 日から 5 月 30 日）→ 生徒一人当たり最高 31000 円
- CM2 A/D CM1A：妙高高原（6 月 3 日から 6 月 7 日）→ 生徒一人当たり最高 34000 円
-

採決：

賛成：12

反対：0

棄権：0

全会一致で承認される。

2.2 2024 年新学期職務表

2023 年 11 月 16 日の理事会で説明されたように、来年度新学期、中・高等科生徒の進級等に対処するためポストの新設が必要となる。

中・高 日本語教諭	現行：5.5 ポスト	予測通年時間外労働 HSA：23 時間	+1 ポスト
中・高 数学教諭	現行：8 ポスト (内 1 つはハーフタイム)	予測 HSA：23 時間または 27 時間	+1 ポスト
中・高 生物・地学教諭	現行：4 ポスト	予測 HSA：16 時間または 19 時間	+1 ポスト
中・高 物理・化学教諭	現行：5 ポスト	予測 HSA：23 時間または 28 時間	+1 ポスト
中・高 国語教諭	現行：9 ポスト (内 2 つはハーフタイム)	予測 HSA： 19.5 時間または 23.5 時間	+1 ポスト
中・高 アメリカン・インターナショナル コミュニケーション教諭	現行：4 ポスト	予測 HSA：15 時間	+1/2 ポスト
中・高等 スペイン語教諭	現行：3 ポスト (54 時間)	予測必要時間数：40.5 時間	-1 ポスト＋ 補填
本校舎幼・初等科図書室	現行：36 時間	予測必要時間数：18 時間	+1/2 ポスト
特別教育支援担当教諭	現行： 特別任務手当：2	予測必要時間数： フルタイム 1 ポスト	+1 ポスト

カンベルス校長は、スペイン語のポストに関して、3 つのフルタイムポストはもはや正当化できないが、授業時間の補填は必要となると説明する。当初からこの 3 つ目のポストは、“学習フランス語 (FLESCO)” 授業の時間数を加える必要があったと述べる。今年は、25 グループのうち 11 のグループが生徒数 13 名以下であった (グループによっては生徒数 5 名または 7 名であった)。つまり、

- 高等科 3 年：2 グループ/生徒 6 名ずつ
- 高等科 2 年：4 グループ/生徒 7 名、8 名、11 名、12 名
- 高等科 1 年：2 グループ/生徒 10 名、13 名
- 中等科 4 年：2 グループ/生徒 10 名、13 名

スペイン語の授業時間数は、昨年度でも、フルタイム 3 ポストの需要を裏付けるものではなかった。そして今年はさらに時間数が減り (週 54 時間)、教員 1 名の労働契約時間は、FLESCO を加えて増やさなくてはならなかった。そして 2024 年/2025 年度は、スペイン語の授業時間数がさらに減る (週 40.5 時間)。

ヴィルキャン氏は、補填される時間について質問する（給与、次年度の需要、学費への影響）。つまり、ここで提出された数字は、2 年前からほぼすべての学年で、スペイン語を履修する生徒が減少していることを示している。2022 年/2023 年度は 421 名、2023 年/2024 年度は 411 名、そして 2024 年/2025 年度の予測生徒数は 353 名となっている。それに比べ日本語（第 2 外国語）を履修する生徒の数は増えている。

バカロレア試験の改革により、外国語 A（LVA）、外国語 B（LVB）、そしてオプション外国語 C（LVC option）のみが平常点及び試験にカウントされるようになった。昨年以降、もはや LVA と LVA bis 双方の成績を考慮することがなくなったため、生徒はすでに履修していたにもかかわらず、言語選択をせまられ、保護者にとっては頭を悩ませる状況となった。

また LVC オプションスペイン語の新設には、保護者からの正式な要請が必要となる（今年実施されたアンケート調査では、希望生徒は 6 名にとどまった）。また LVC 創設の認可取得には 1 年以上かかる。進級により要望が増えた場合は、このオプションは再検討される可能性もある。

ヴィルキャン氏の質問。もし、需要が減り、時間数が減った場合、この教員は来年無期雇用契約となるのか。どのようになるのか。

カンペルス校長が説明する。例えば、ハーフタイムポストが無期雇用契約になった場合、この契約は生徒を前に授業を行う 9 時間のみということで、フルタイムポスト（授業 18 時間）が無期雇用契約となるわけではない。4 年の年功はカウントされ、次年度に無期雇用契約への転換申請ができる。

需要がなくなり、他のポストへ異動させることができない場合、無期雇用契約の職員を解雇することは可能だが、有期雇用契約職員の雇止め比べ、学校にとっては手続きが複雑となり費用もかかる。また、現在無期雇用契約であるスペイン語教諭は、リセが要請する時間外労働時間を拒む権利をもっており、他の教員にこの時間を提供することができる。

フリッチ氏が、学習フランス語授業の需要について質問し、現在これに充てられた 8 時間がハーフタイムポストに相当するのかどうか尋ねる。カンペルス校長は、学習フランス語ポストというものではなく、現在この 8 時間は、教育アシスタントとリュオー氏に分配されていると説明する。学習フランス語の需要はこれから増えていく可能性はある。なぜなら、日本の教育システムから本校に子供を就学させる時期がますます遅くなっているからである。

ルーセル氏が、リュオー氏は有期雇用契約なのかどうか尋ね、カンペルス校長はこれを肯定。ヴァンサン氏が、この問題は構造的なもので、スペイン語授業の削減は正当化されるものであり、学校側の回答は常識的であると発言。この個人的なケースは検討の対象となるが、物事を混同してはいけない。特定の事例が一般の事例を左右すべきではない。

シェレーエフォッセ理事長が、架空の雇用をつくることは論外であると述べる。学校は解決策を見つけることに尽力はするが、極端に生徒数の少ないクラスを設けることはしないと説明する。ルーセル氏は、この個人的なケースに配慮するよう要請するとともに、理事会がリュオー氏にフルタイムポストを提供すると約束できるかどうか尋ねる。カリオ氏が、この教員のケースは検討されることになるが、理事会は個人的なケースについて決議を行うことはできないと答える。

保護者代表の一人がルーセル氏に対し、この教師に割り当てる授業時間数について、理事会がどのようなコミットメントをすべきなのか明確にするよう求める。ジョリ氏が、学習フランス語の授業を提案する。保護者代表が、来年度の学習フランス語授業に 18 時間の必要はないと指摘する。ルーセル氏がこれは将来への投資であると述べる。

カンペルス校長は、事務局としては既存の教員の時間外労働時間を使わず、ポストを新設して、またすぐに削除するような事態を避けるためにも、選択外国語の希望に関して長期的な観点から調査を行ったと説明する。

学習フランス語の需要に関して詳細な調査はまだ行われていないが、現在のところこのポストはなく、時間外労働を活用するという現行のやり方で、臨機応変に対応できることから、当面は問題ないと述べる。

ヴィルキャン氏が、この教員が学習フランス語授業を担当した場合、その給与は、本来の科目を教えた場合と比較して違いがあるのかどうか質問する。カンペルス校長は、現在の給与基準と同じ給与額であると答える。

ルーセル氏は、時間数のないポストを維持することはできないということは理解できるが、理事会が、解決策を見つけるためできるだけ努力をするよう事務局に要請することを希望する。ヴァンサン氏は、理事会はすでに該当教員に特別な配慮を行うよう、非公式に表明したと述べる。

カンペルス氏は、ポスト削減の際には、校長として教員に寄り添っていくと述べる。現時点ではこのポストはもはや必要ではないが、この教員には特別な配慮をしていく。

ルーセル氏は、もし自分に投票権があったなら、反対票を投じると述べる。
ヴァンサン氏は、日本では失業保険も支給されると説明する。

採決：

賛成：11

反対：1

棄権：0

2.3 情報処理部門組織

情報処理部門では、現在 2 名の情報処理技術者が雇用されている（本校による現地採用・有期雇用契約）。2022 年 4 月以降、情報処理部門の責任者が不在となったため、この責任者に割り当てられていた任務は外部委託業者 AKB が担当している。

この業務委託は、情報処理部門の再編成を待つ間の暫定的なものであった。

本部門の再編の可能性：

3 つの可能性が考えられる：

- 現状維持：外部委託業者及び学園が直接雇用する 2 名の技術者の維持

今日、この体制は人事・管理の観点から限界に直面している。2 人の技術者と委託会社、そして学園との情報連絡体制が時に不十分な上、技術者と委託会社の間に指揮命令系統の序列がないため、やり取りが複雑になっている。この体制を維持していくには、コミュニケーションの円滑化とそれぞれの責任の明確化が必要となってくる。

- **前体制への復帰**：学園が直接雇用する 2 名の技術者を維持し、情報処理部門の責任者を新たに採用、委託会社との契約は終了させる。学校の職員による情報管理は、管理者（つまり学校長）による内部の安全管理プロセスを必要とする。セキュリティコントロールという譲れない理由から、またセキュリティの脆弱性もたらすリスクをなくすためにも、現在と同様、外部の企業と委託契約を結んで、管理者レベルのセキュリティコントロールを保証していくことが不可欠となる。しかし、このコストは 3 名の給与に追加されるため、最も費用のかかる解決策となる。

- **専門会社と委託業務契約を結び、情報処理部門は外部委託へ完全移行する。委託会社は、現情報処理技術者を含む本部門の全業務を引き継ぐ。**この解決策にかかる費用は、解決策 1 とほぼ同等と見積もられるが、本校の情報処理システムやデータにより高度なセキュリティを保証し、継続的なサービスや最新スキルの常時更新も保証されることになる。この措置が同意された場合、委託会社を決定するために入札を実施しなくてはならない。5 月及び 6 月には業務の引継ぎ作業が必要となる。また、選択された委託会社は現在の 2 名の技術者の有期雇用契約を提案し、彼らが本校で引き続き業務を行うという条項を入札仕様書に提示しなくてはならない。

カンベルス氏が、この暫定的な状況も最終段階にきていると説明、2 人の情報処理技術者とこの問題について話し合ったと述べる。

ジョリ氏が、第 3 の解決策で、委託会社が本校に提供する 2 名の技術者は、今現在と同じ技術者たちなのかと質問する。カンペルス氏は、この技術者たちを現ポストに再び置くという提案が入札で求められることになるかと答える。

フリッチ氏は、この状況に対する技術者たちの見解について尋ねる。カンペルス氏が彼らと話し合ったところ、彼らは本校で業務を続けたいと希望してはいるが、それは委託会社が提案する保証次第ということである。

職員代表のデュボス氏がこれを補足して、技術者たちの望みは現状維持であると述べる。

議論が始まったが、結論には至らない。入札条件には、現在ポストに就いている技術者たちの雇用も含まれることになる。

ヴァンサン氏が、それは、委託業者の約務なしであれば可能であると述べる。これはビジネス上の問題で、委託業者は彼らのことを知らないので、サービスを保証することはできないと言う可能性がある。委託業者は入札時の提案書に、これらの職員の雇用に関して詳細を提示する必要がある。

氏は、3 つの提案に感謝し、外部の第三者に頼る方が良いと述べる（業務の質、変更要求に対する柔軟性、場合によっては委託業者の変更が可能）。

技術者たちが最低限の期間、つまり契約期間中は雇用されるということを入札で求めることが可能かどうか、デュボス氏が質問する。ヴァンサン氏は、その決定は回答する企業の裁量に委ねられると説明する。

ルーセル氏は、職員が現在と同様の労働条件を維持し、変更によって損失を被らないように、彼らの状況に対する配慮がなされるべきであると強調する。カンペルス氏は、この考え方で進め、理事会での決議が終わり次第、早速明日の朝以降、該当職員と面接することを確言する。

投票後、フリッチ氏は、事前のコミュニケーション不足による緊張状態を避けるため、職員と事務局との間でこの問題についての対話が行われることを望むと表明する。またこの件に関して議論が開始されたことは建設的なことであると指摘し、これが継続されることを望むと述べる。

第 3 番目の解決策が採決に付される。

採決：

第 3 番目の解決策：

賛成：11 票

反対：1 票

棄権：0 票

2.4 2024 年 - 2025 年度予算

カンペルス校長が予算を発表する。

本予算は、常に慎重かつ現実的な生徒増加予測と、構造的には 64 または 65 クラスを想定して作成された。

幼児科	8 または 7 クラス
初等科 1 年 (CP)	5 クラス
初等科 2 年 (CE1)	5 クラス
初等科 3 年 (CE2)	6 クラス
初等科 4 年 (CM1)	5 クラス
初等科 5 年 (CM2)	5 クラス
中等科 6 年 (6 ^{ème})	5 または 4 クラス
中等科 5 年 (5 ^{ème})	5 クラス
中等科 4 年 (4 ^{ème})	5 クラス
中等科 3 年 (3 ^{ème})	5 クラス
高等科 2 年 (2 ^{nde})	4 または 3 クラス
高等科 1 年 (1 ^{ère})	3 または 4 クラス
高等科最終学年 (tle)	3 クラス

前回の評議員会及び理事会で討議され承認された本予算は、新たに 10%ほど値上げされる授業料に基づいて作成された。この決定により、様々な制約や要求に応えることのできる予算を提示することができる。例えば：

- 財政の均衡：

スクールバスや課外活動等の特別部門も含め、収支のバランスをとるための努力が引き続き行われる。

課外活動部門の財政バランスを達成するための注意点は次のとおり。

- 家族の要求と期待にできる限り応えるため、短期休暇中も含め、課外活動リストを充実させる
- 収支バランスが保証されることを条件として、課外活動を設定
- 学童の預かり時間の延長
- 赤字とならないよう預かり保育料の合理化をさらに推し進める

スクールバス部門に関しては、恒常的な赤字のため、サービスの再編が進行中である。現在スクールバスを利用している生徒数（321 名）では、財務上の安全性を確保するには不十分である。

そのため、学校は運営コストを削減し、実際の登録生徒数に合わせるために、既存の路線数を合理化した。さらに、運転手不足のためバス会社から一方的に路線の再編要請もあった。

このような経緯から、本校のバス路線は 14 ルートから 9 ルートとなった。

一方で、運送業界の人手不足と魅力低下の深刻な問題に対処するため、日本の運送関連法が改正され、運送会社には運転手の給与アップが義務付けられた。その増額分は、事実上顧客に転嫁されることになる。

本校は入札手続きを行い、12 社に働きかけたがわずか 2 社のみが入札に応じた。落札業者は、学校が長年取引のある会社だが、料金の大幅な値上げを提案している。この値上げは、事実上 2024 年 - 2025 年度予算に計上されるスクールバス料金に影響を及ぼすことになる。現在の利用者である保護者に対し、将来タリフが値上がりしても、引き続きスクールバスを利用する意向があるかどうかアンケート調査を行ったところ、217 の回答があり（利用生徒 1 名につき 1 回答）、164 名が引き続き利用すると答えた。

また、今回採用されなかった選択肢は以下のとおりである。

- この部門の構造的赤字をすべての家庭で負担する
- スクールバスサービスを停止。外部の運送会社との契約を解除し、本校がこのサービスを直接運営する。これはバスの購入、維持、保管、ドライバーの雇用、その他の費用（ガソリン代、自動車保険、車検代、高速料金等）の直接負担をとまう。現時点で、こういった決定を下すことは財政的に不可能である。

- 避けられない改修工事関連支出

校舎や設備の老朽化にともなって必要となる改修計画を最適化するため、2012 年に本校舎の施工を担当した会社と共に、リセは“ライフプラン 20 年”の取り組みを開始した。その目的は、必須となる様々な工事やプロジェクトを特定し、優先順位をつけ、計画的に実施することである。来年度については、次に挙げる工事が必要となる。

- サッカー場及び道場の照明設備の交換（LED 電球に交換）と、バスケットボールのバックボードを固定する安全対策工事(合計 1200 万円)
- 雨水回収システムの改修工事（費用は見積もり中）
- B 棟校舎の外壁を覆っているプラスチック板の補強工事（費用は見積もり中）
-

- 生徒を学業達成へと導く学習内容と教育環境の維持

中・高等教育科の進級にともなう生徒数の増加（日本語、数学、生物・地学、物理・化学、国語、アメリカインターナショナルセクション）や、必要とされる特別なニーズに対応するための新規ポストの創設（特別教育支援対象生徒のための専門教諭）

ウレン氏による予算及び各部門の詳細説明

数年来の構造的赤字を経て、今年度(2023 年-2024 年度)の収支は黒字と見込まれており、理事会で定めた最初の目標を達成することになる。

10%の学費値上げと生徒実員数が予測を超えたことで、収支決算は 2023 年 3 月の理事会で提出された予測を上回る結果となる。

財政の収支改善が達成された今、次の目標は資金を備蓄し、学校財政の安全性を確保していくことにある。

1- 学校予算

2024 年-2025 年度予算は、前回理事会で採決された 10%の学費値上げと、1570 名という予測生徒数に基づいて策定された。

収入における予算額は、25 億 7376 万 7 000 円 (1600 万ユーロ) となっており、そのうち学費（授業料及び入学金）の 23 億 1200 万円 (1430 万ユーロ) が全体の 90%を占めている。その他の収入としては、種々の補助金（東京都補助金、仏奨学金）や、地方研修機関による職員研修費の還付等がある。

支出における予算額は、24 億 1335 万 5 000 円 (1490 万ユーロ) となっており、これは 2024 年 3 月 31 日に見込まれている決算額と比べ 6%ほど増加している。この増加分の一部は、現地雇用職員の人件費（生徒の進級にともなって創設された中・高等科の教員ポストや年功昇給）と、在留公務員教諭の給与負担金（不利な為替レート）によるものである。在留公務員教諭の給与負担率に変化はない（68%）。人件費は本校の予算支出の 57%を占めていることに留意する必要があるが、全体予算に占める全人件費を見た場合、比率は 51%に下がる。これはすなわち、校地賃借料やメンテナンス契約費といった他の固定支出がいかに大きいかということを、あらためて示すものである。

主な支出科目：

科目 606 - 消耗品 (8100 万円)：この勘定科目は、3870 万円に上る光熱費（水・ガス・電気）と、事務用品 (300 万円)、メンテナンス備品 (500 万円)、保守・清掃用品 (300 万円) 及び教育・IT 関連支出 (3300 万円) を含む。

科目 628 - 委託契約 (2 億 500 万円)：この勘定科目は、フランスへの負担金支出 (6%)、研修費用、保守・警備契約、清掃契約、また AKB との IT サービス契約も含む。

科目 65 - その他の運営費 (3 億 5500 万円)：この勘定科目（支出）は、フランス在外教育庁支給の奨学金額と、学費の割引額を含む (2 億 1000 万円)。

2024 年 - 2025 年度学校予算の予測収支は、1 億 59 77 万 5 000 円（99 万ユーロ）の黒字を示している。

2. 特別部門予算

給食部門：

2022 年 9 月にシザーズキッチンと結んだ委託契約にしたがって、この契約が終了する 2025 年まで料金の値上げはない。しかし、2025 年新学期は値上げに備える必要がある。現在の料金はインフレが始まる前に設定されたからである。

この部門は、積立金から全額が引き当てられなかった減価償却費負担のために赤字となっている。

20 時 33 分、フランス在外教育庁シェレーエフォッセ長官が退出する。投票権をもつ理事は 11 名となる。

ヴィルキャン氏が、値上がり額についてはすでに見積もられているのかと尋ねる。

ウレン氏は、シザーズキッチンは他の学校との契約更改で、年 3% の値上げを交渉したと答える。

具体的な数字についてはまだ話していないが、彼らとしても現行の契約内容では財政的に難しいだろうと思われる。例えば、彼らが提案してくる飲み物や食材の選択にそれが見てとれる。

また生徒監督官への支払いについても、収入の 15% を見込んでおかななくてはならないと指摘する（1500 万円）。

スクールバス部門：

2023 年 12 月、10 年以上にわたり当校のスクールバスサービスを提供している会社から、運輸業界の危機（その低い給与水準のため人材確保が極めて困難な状況にある）を受けて、日本政府により新たな料金規定が設定されたとの通知を受けた。

入札が行われ、12 社に呼びかけたが、2 社のみが入札に参加、現在、スクールバスサービスを提供している東京シティ株式会社が最も有利な条件を示した。

現在のサービス状況（9 路線）に基づいて提出された価格は、現行の 1 日 42 万 7000 円（2650 ユロ）から 67 万 7000 円（4200 ユロ）へ値上がりするもので。一日の業務委託費の 58% ほどの値上げということになる。

今回提出した予算は、2024 年新学期に見込まれている登録生徒数の減少（現在の 320 名から 270 名）と、9 月から路線を一つ減らすことを考慮して策定された。

収支のバランスをとるため、スクールバス料金は、年間 480 000 円（2 980 ユロ）に値上げされる。

これは現行タリフ（36 万 5 000 円/2 236 ユロ）から 33% の値上げとなる。

この部門の収支バランスは非常に不安定なものとなっている。まずこの生徒数を確保する必要がある、やむを得ない事情（年度中の転校や、転居など）以外で、年度中に生徒がサービス利用をやめることがないと想定されていることを前提としたものである。利用登録する家庭に対し、1年間の利用を義務づけるため、スクールバス財務規程の改正が必要となる。

カンペルス校長は、予算は正直で現実的でなければならないが、現時点ではかなり予測的であり、スクールバス利用は年間登録（現在は学期ごと）が必要となると説明する。生徒が退学するたびに学校にコストがかかってくるため、スクールバス財務規程を変更することが求められている。各家庭は、転校や校長が認めるやむを得ない場合を除き、年間の利用に同意しなくてはならない。

ペニヤ氏が利用生徒数はどの程度減る予定なのか尋ねる。ウレン経理・総務部長は、50名ほどの生徒が減る予定であると説明する。6月の理事会では、バス路線の合理化を検討することになる。新契約は5月に締結しなくてはならない。

ジョリ氏は、コスト合理化のためにどのようにバス路線数を減らすのかと尋ねる。ウレン氏は、2年前から路線の統合と再編成が行われてきたと答える。これらの変更が原因で子供を登録しないと直接申し出た家族はいなかった。最新の変更は、バス会社が必要な運転手を確保できなかったために余儀なくされたものである。

ペニヤ氏が、登録募集を開始するためには、料金を提示する必要があると説明する。

ジョリ氏が、遠方から通学してくる中等科生徒については、どのように対応しているのか尋ねる。こういったスクールバスサービスは重要である。

カンペルス校長は、中等科に入った生徒の保護者から通学の問題について指摘されたことはない」と説明する。また近年はリセの近くに住む傾向がある。距離の問題ではない。

フリッチ氏が保護者の懸念を伝えたいと発言。これは幼児・初等科保護者の40%が、30%の値上げの影響を受けるということである。この値上げは学費の値上げに加えて実施される。保護者はスクールバスサービスがなくなってしまうのではないかと心配している。氏は、中・高等科生徒にもバス利用を可能にすることも含め、リセによるサービスの直接運営や資金調達など、他の選択肢についてもさらに詳細な検討を求める。

カンペルス校長は、次の新学期については現在の提案オプション以外のものを検討することは難しいが、将来的には可能であると説明する。中・高等科生徒のバス利用については、特に授業時間割が合わないという理由から、現時点ではできないと説明。

ヴァンサン氏は、保護者会の方で他の解決方法を探ることはできないかと尋ねる（地域の保護者が子供たちを送迎するなど）。また利用者数など下回ってはならない最低限の基準があるかどうか尋ねる。

ウレン氏が例を挙げる。100名の生徒に路線を5つ開くとなると、生徒一人当たりの費用は年間80万円となる。

ルーセル氏は、バス料金は、仏奨学金委員会（2024年4月16日開催）で提示されなくてはならないと述べ、これ以降は変更することができないと説明する。

課外活動部門：

この部門は今年登録生徒数が大きく増え、コロナ禍以来、初めて通常の運営状況を実現することができた。バスケットボール、テニス、日本語などのクラスが課外活動の発展に貢献した。しかし、2023年3月20日の理事会で告知されたように、引き続き、活動費用を適度に段階的に引き上げていくなどの努力をしていくことが必要となる。したがって、年間6000円の値上げを実施し、課外活動費を年6万6000円（410ユーロ）と設定して予算が建てられた。また休日学童の料金は現行の一日5000円から6000円（38ユーロ）へ値上げすることが提案される。預かり保育については費用の変更はない。水曜日の課外活動後の預かり保育は現在無料となっているが、これが2024年度新学期から1時間につき500円ほど請求される。

これらの措置により、ここ数年で初めて収支の均衡のとれた予算を策定することができる。来年度もこの状況を継続するために、引き続き留意していくことが必要となる。

ルーセル氏は質疑に戻り、課外活動が保護者会によって運営されていたときは、奨学金の割当率が活動及び休日学童と預かり保育についても適用されていたと述べる。

試験部門：

試験費用の変更はない。

学校法人：

学校法人は、本学園の設置者としての予算編成となるため、この部門は構造的に赤字となる。この部門では法人職員の人件費及び借入金（支払期限：2032年）の利息を負担している。固定支出を軽減する唯一の収入は、為替変動による差益等である。

2024年 - 2025年度予算に関しては、4559万1423円の赤字となる。

結論：

2024年-2025年度予算の見込み収支は、1億365万8270円（643,000ユーロ）となる。再び収支の均衡がとれ、授業料の値上げと生徒数の増加によって、ようやく運営費に対処することができる

ようになった。一方、本年度 2024 年 3 月 31 日の予測決算では運営費が約 23 日分増加し、自立運営可能日数 75 日にほぼ達することになる。むろん、これが十分でないのは明らかであるが、2024 年 - 2025 年度予算により、必要となる学校施設の老朽化対策への投資を再開しつつ、運営日数を徐々に増やし、これを拡充していくことが可能となる。

スクールバス財務規程の改定に関する採決：年間利用登録（転校や校長が認めるやむを得ない場合を除く）

賛成：11 票

反対：0 票

棄権：0 票

参考までに、この改定に関する評議員会の意見は以下のとおり。

賛成：20 票

反対：0 票

棄権：0 票

予算に関する採決：

賛成：10 票

反対：1 票

棄権：0 票

参考までに、予算に関する評議員会の意見は以下のとおり。

賛成：16 票

反対：2 票

棄権：2 票

カリオ氏が、全ての議案を協議したとし、時間も遅いことから質疑応答については、本会の議事録で回答すると述べる。

21 時 18 分、閉会。

質疑は、理事会の終了時間が遅くなったため取り扱われなかった。役員事務局は後日文書で回答した。

3.1 教職員代表の質問

質問 1

リセのクラブのため来年度予算に割当があるのかどうか教えてほしい。ここ 2 年間、予算が全くついていなかったのは特記すべきことである。クラブ数は 20（生徒数 286 名）を数え、彼らの活動をサポートするために適切な財源を確保することは非常に重要となってくる。

また、ボランティアの指導者に対し、その熱意と生徒へのサポートを承認し、感謝を示すため、何かしらの形で評価をすることはできないか。

回答：プロジェクトのために予算が必要なクラブや中・高等科生徒会には、そのために個別に費用を出している。クラブが必要とする予算額は、それぞれの活動や必要性がばらばらのため、今の時点では見積りができない。

ボランティア活動に対して金銭的な報酬を支払うことはできない。役員事務局は、ボランティア職員に対し、その生徒指導と、職員と生徒の間にできた強い絆に心より感謝する。

質問 2

幼児・初等科教諭の何名かが有期雇用契約の雇止めとなったことに驚いている。理由は、彼らが教育省の正教員でないからというものであった。これはリセの新しい方針なのか？だとすれば、同じ状況にある本校の教員は雇止めを覚悟しなくてはならないのか？

役員事務局は、昨年度、勤務 3 年の職員の無期雇用化を凍結し、法律どおりこれを 5 年とすることを決定した。この決定は、無期雇用となるはずであった有期雇用契約の職員（人数はごく少ない）に多大な（マイナスの）影響を与えた。

このように、専門能力以外の理由による教員の雇止めは（それもかなり唐突な）、教員の不安定な状況をさらに助長し、大きな懸念を生み出している。

回答：個々の状況を詳細に説明することは問題外である。契約の雇止めや解約は極秘事項であり、使用者と職員間の対話の中にのみ限られる。一般的に、職員の採用や契約更新（または雇止め）は、人事委員会で明示されているように、使用者は専門能力、履歴書、適性、志望動機、職務へのコミットメント等で判断する。

質問 3

幼児科教員 2 名（教職マスター所有、欧州認証基準レベル 7）が 2024-2025 年度の契約更新を見送られたが、これは、彼女たちがフランスの公務員として働くための試験を受けていないからとのことであった。これはリセの採用方針としては新しいものと思われる。

なぜこの選択肢が新たに採用された教員にではなく、本校で在職経験のある教員に適用されるのか。

幼児・初等科教員のみはこの新しい措置が適用されているのか。もしくは中・高等科教員もこういった雇止めを懸念する必要があるのか。

回答：上記の回答を参照のこと。個々の状況について詳細な説明はできない。

質問 4

情報伝達、IT システム利用規程、勤務時間外の業務連絡遮断権利 - 理事会への質疑の提出期限に関して

冬季休暇明けの新学期は 3 月 11 日であるが、理事会への質疑は 3 月 12 日(火)の 16 時までに提出しなくてはならないとある。職員がこのメールを受け取ったのは、2 月 23 日（金）の 18 時であり、公的には我々はすでに休暇に入っている。

よって理事会で取り上げてほしい問題が二つある。

- これほど制約のある日程で職員に参加を呼びかけることは、IT システム利用規程及び勤務時間外の業務連絡遮断権利に適合しているのだろうか。
- 役員事務局と教員チーム間の情報伝達を改善するための措置を検討することはできるか。

回答：3 月 18 日の理事会への案内状は、2 月 23 日（金）に理事メンバーに送付された（規定よりも 10 日ほど早い）。質疑の提出期限は 3 月 13 日（水）に定められた。職員の勤務時間外の業務連絡遮断権利に抵触しているとは思われない。

質問 5

種々の決議機関で提出される書類に、日本の会計書類を加え、議事録に記載してもらうことはできるか。

東京国際フランス学園は、日本の学校法人であるということを強調したい。法的効力があるのは日本の会計書類である。

現在、理事会の議事録ではフランス会計書類を扱っており、日本の法律に基づいた学校会計の事実を忠実に表していない。学校の財政状況を理解するために、日本会計を報告書及び議事録に含めることは、適切で必要な措置である。

回答：理事会で配布される書類は、日本語ではなく学校の使用言語であるフランス語で提出される。フランス会計は、各業務部門についての詳細を表しており、これは本校と協定を結ぶフランス在外教育庁から要請されたものである。またこれは日本会計と比べより分析的なものとなっている。日本会計書類は閲覧可能である。

質問 6

校長へ

本校の情報処理部門の運営にかかる費用についてお伺いしたいと存じます。

1. 公務員 IT 責任者の後任であった前 IT 責任者の年間給与はいくらだったか。
2. 2022 年 - 2023 年度に外部委託業者 AKB の業務全般（基本月額や、IT サービスの生産性及び収益性の改善にかかった追加業務も含む）に支払った全費用はどれほどか。

回答：学校の特定の職員（旧職員）の年収を公開することは考えられない。

2023 年 - 2024 年度の AKB 委託会社にかかった費用は 1200 万円である。これには部分的な情報システム運用管理、クラウドホスティング、また種々のライセンスが含まれている。財政的には、この運用は学校にとってはほぼ中立的であったことに注意すべきである。

3.2 保護者代表の質問

- 2024 年 - 2025 年度：EBEP（特別教育支援対象生徒）担当者ポスト

幼児・初等科及び中・高等科の双方のケースを扱う EBEP 担当者のフルタイムポストは、2024 年 - 2025 年度予算に計上されていることを確言してもらえるか。

回答：このフルタイムポストは、2024 年 - 2025 年度予算に計上されている

- 修学旅行

修学旅行の際、リセが変更・払い戻し可能な航空券を必ず購入するのは何か理由があるのか説明してほしい。

この規定により、航空券の値段は倍増し、自動的に予算オーバーとなるため、修学旅行費用の上限を 15 万円に引き上げたにもかかわらず、海外への旅行は不可能となる。

京都国際フランス学園は、アジア圏仏在外教育庁が企画するスポーツ大会のほとんどに参加することができる予算を建てることができるのに、本校は何年も（コロナ禍の前ですら）これがないでいる。規則の違いは何なのか。また京都のやり方で実施することは可能なのか。

回答：この規則はチケットの価格を倍にするわけではないが、安全を期するため、実際価格を上げている。しかしこの措置を実践していない学校は、旅行をキャンセルする場合、経済的に

非常に困難な状況に陥ることになる（例えば、2020年のコロナ禍の際に起こったケースである）。このような大きな財政リスクを冒すことは考えられない。

ちなみに京都国際フランス学園は、旅行費用の上限を定めていない。

どういった場合に、連帯基金を要請できるのか。

回答：旅行費用の支払いが困難な場合、すべての家族が連帯基金に援助を要請することができる。このことは、旅行を計画する教員から保護者に対して予め説明していることである。

この連帯基金は、旅行費用が上限額（15万円）を超えた場合の差額にも使うことができるのか。できない場合、これを可能にするためにはどのように運用を変えればよいのか。

回答：連帯基金は、保護者へ修学旅行の費用援助をするという名目以外では使用できないと規則で決まっている。コロナ禍の時に、理事会の決定により、学費の支払いが困難な家族に一時的にこの援助を拡大したが、例外的な措置であった。

連帯基金の運用を変更するためには、理事会での決定が必要となる。

企業や保護者の寄附金、または生徒が実施する販売等で賄う修学旅行のための特別な基金を作ることはできないか。

回答：現時点では、個人や企業による寄附金は、特定のプロジェクトや旅行費用に充てられたものとなっており、これらの予算収支に計上されている。修学旅行に充てた保護者の寄附金は連帯基金に算入されている。

費用が上限額を超え旅行を却下する前に、必ず他の財源、すなわち企業や個人の寄附金を求めるようにすることは可能か。

回答：上限額を超えたからといって事前に旅行計画を却下することはない。家族の負担額を減らすため、旅行担当者は必ず決められた上限額以下に費用を抑えるための解決策を見つけようとする。

スポーツアソシエーションによる学校間の親善試合等がすでに行われている。学校施設の賃貸が法人寄附行為で認められていないのであれば、その代わりに、スポーツイベントのためにリセの施設を借りる際、イベント参加者がリセに寄付をすることで、こういった基金に充てることはできないか。

この枠組みでリセの施設を使用する条件はどういったものになるのか。

参考までに、サッカー場を1時間借りると、約2万円かかる。これはスポーツ関連の旅行の資金調達に使えるのではないかな。

回答：寄付は、金銭的な契約義務が存在しないことを意味する。本校は現在、理事の要請に応じて、協賛及び寄付に関する包括的で一貫性のあるプロジェクトを構築しているところである。このプロジェクトでは、最も寛大な寄付者に本校の施設利用を提案する可能性についても検討されている。詳細は次回の理事会で発表できるだろう。

一方、中・高等科生徒のための国内旅行は一切企画されていないようである。なぜなのか説明してもらえるか。

回答：修学旅行には常に教育上の目的があり、カリキュラムの一部でなくてはならない。旅行を実施するかどうかの決定は、各教師の教育的自由完全に委ねられている。役員事務局は、旅行の企画と引率にともなう業務負担と責任を認識しており、幼児・初等科及び中・高等科で修学旅行や遠足を企画したすべての教員に感謝の意を表すものである。

海外への修学旅行の承認過程において、教育目的の旅行と、日本で開始され、ファイナルは海外で実施されるコンクールや選手権大会への参加とを区別することは可能か。生徒たちが国内のコンクールや選手権大会で成功を収めたにもかかわらず、渡航費用の問題で決勝ファイナルに進めないのは残念である。現行の上限額を、委員会がケースバイケースで検討するというシステムに変えることは可能か。

回答：すべての修学旅行には教育目的があり、それはコンクールや選手権大会といったものでも同様である。よってこれらの基準に差異を設けることは難しいように思われる。

保護者代表は、現行の海外修学旅行費用の上限額を、保護者代表及び理事会で構成される委員会に置き換える可能性を次回の理事会で検討したいと考えている。

回答：役員事務局は、次回の理事会に向けてこの要望を検討し、保護者代表と連絡を取り合う予定である。

- 学費の値上げと外国語教育方針

少人数グループでの外国語学習体制は、クラス全員を対象とした場合と比べ、予算に大きな影響が出るか。

回答：外国語強化コース等（これらには特別料金が設定）を除く語学グループの編成は、他の授業編成同様、予算コストがかかる。例えば、グループ授業（外国語、フランス語、数学等）、オプション科目、専門教科授業、中等科 6 年生の新体制などである。これらは生徒の利益のために予算も含めて検討された戦略的な教育選択であり、学校方針計画の目標に則って国民教育省と認定校の教育プログラムを尊重したものとなっている。現在、中・高等科の英語グループ（インターナショナルセクションを除く）は、平均して 21～22 人の生徒で構成されている。

役員事務局は、授業料や入学金（一貫して保護者の負担となる）以外の資金源を探す上で、どのような取り組みを行っているか（パートナーシップ、スポンサーシップ、資産の収益化など）。

回答：数カ月前から企業へアプローチするための取り組みが行われている。特に企業向けのコミュニケーション戦略の構築や、企業のニーズや学校が提供できる見返りの検討などである。この任務のために専任の担当者が任命された。この取り組みは次回の理事会で発表される予定である。

資産の運用については、学校はフランスで投資を行っているが、リスクの高い投資は避けなくてはならないため、収益性は比較的控えめである（今年度の年間収益は 160 万円/1 万ユーロ程度になる見込みである）。現在、学校の銀行顧問と短期的な分散投資について検討を行っているところである。

- 入学金

保護者代表は、生徒が一時的に学校を離れなくてはならない状況を考慮して、入学金免除に関する財務規程を以下のように変更することを希望している。

現行規程：1 年以下の期間で日本を離れる生徒に限り、再転入の際の入学金は免除される。

新たな提案：1 年以下の期間で日本を離れる生徒、もしくは校長の裁量により例外的な状況と判断された場合に限り、再転入の際の入学金は免除される。

回答：この要求は次回の理事会で討議される。

3.2 オブザーバーの質疑

ジョリ氏（在日フランス人選挙区選出議員）からの質問：

2 月 7 日及び 8 日に子供の健康と安全に関する会議が開催された。参加者（子供及び保護者）からの評価の取りまとめやコメントの総括は行われたか。

回答：保護者代表とともに総括が行われた。フィードバックのため生徒に配布するアンケートを準備しているところである。

前回の理事会で、連帯基金に関する連絡があると伝えられたがそれは行われたか。
現時点の連帯基金の金額を教えてください。

回答：旅行の企画が発表されるたびに、家族は連帯基金の存在について直接通知を受ける。すでに 2 回の会議が行われており、3 回目は 3 月 21 日に予定されている。27 件の申し込みがあった。また現在の連帯基金の金額は 12,266,424 円となっている。

本館 B 棟の解体/再建を見据えて、将来の不動産計画に関する検討事項に寄宿舍を加えることは可能か。

回答：3 年毎に更新される学校方針計画と、2039 年から始まる校舎改築プロジェクトとを結びつけるのは時期尚早のように思われる。